

平成15年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[行政法]

2007年、アフリカ北部地域を発生源とする新型ウイルス性肺炎（以下Nという）により、日本でも多くの患者が発生した。2005年には、WHO（世界保健機関）が、Nはアフリカ北部地域に生息するサルを媒介として感染する可能性が高いと各国に警告を発していたところ、日本国政府は、当該地域への渡航者及び滞在者に情報提供したが、当該地域からのサルの輸入について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく禁止措置はとらなかった。2007年には、サルによる感染ルートが明確になったので政府は輸入禁止措置をとり、またワクチンが開発されたので、政府はNを予防接種法の対象とし、厚生労働大臣の指示に基づいて、Nに罹患しやすい子どもや老人に対して、ワクチン接種が行われた。

以下に掲げる者の遺族が、国による金銭的救済を求めて訴訟を提起する場合、どのような請求をすればよいか、および、その請求が認められる要件について検討しなさい。

【50点】

- (1) Aは、2006年に日本国内のペットショップで、エジプトから同年に輸入されたサルを購入し、サルからNに感染し死亡した。
- (2) 小学生Bは、通学していた小学校で実施されたワクチン接種を受けたところ、ワクチンの副作用により死亡した。

論点[行政法]

- (1) 行政の不作為による国家賠償責任の要件の検討
- (2) 予防接種被害を理由とする国家賠償責任の要件の検討
憲法 2 9 条 3 項等に基づく損失補償請求が可能か否かの検討